

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成26年9月24日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

調達機関番号 017 所在地番号 47

1 調達内容

(1) 品目分類番号 26

(2) 調達件名及び予定数量 食器一式

(3) 調達件名の特質等 入札説明書及び仕様書による

(4) 納入期間 契約締結の日から平成26年10月28日迄

(5) 納入場所 国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室

(6) 入札方法 落札者の決定は、最低入札落札方式（総価契約）をもって行うので、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札説明会 なし。

2 競争参加に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は補助人であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、同上中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の製造（その他の物品）」又は「物品の販売（その他の物品）」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況または信頼度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。

3 契約条項等を示す場所

沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班及び当園ホームページ

4 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地

国立療養所沖縄愛楽園 補給係長 古波蔵 博 0980-52-8331（内線8021）

(2) 入札説明書等の交付場所

本公告の公示の日から3の場所にて交付する。また当園のホームページ（下記URL参照）

<http://www.nhds.go.jp/~airakuen/site/top.html>

から、入札に必要な書類をダウンロードして取得しても可とする。

(3) 入札書の受領期限

平成26年10月9日 12時00分

(4) 開札の日時及び場所

平成26年10月10日 10時00分

国立療養所沖縄愛楽園管理棟会議室

5 入札方式

本案件は、紙入札で行う。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、上記書類と併せて、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争に参加する資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書、仕様書等で示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし若しくは契約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無

以上

【本件担当、連絡先】

住所：沖縄県名護市字済井出1192番地

担当：事務部会計課補給係長 古波蔵 博

TEL：0980-52-8331

FAX：0980-52-8967

e-mail: kaikeikk@airakuen.nhds.go.jp

入札説明書

国立療養所沖縄愛楽園の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）及びこれに基づく政令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広

2 調達内容

- (1) 契約件名及び数量 食器一式
- (2) 調達件名の特質等 仕様書による
- (3) 納入期限 契約締結の日から平成26年10月28日迄
- (4) 納入場所 国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室
- (5) 入札説明会 なし
- (6) 入札方法

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。なお、入札書の金額欄は円未満切り捨てとする。

ロ 入札者は、入札説明書等を熟覧のうえ入札に応じなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは、入札書受領の締め切り前までに関係職員の説明を求めることができる。

- (7) 入札保証金及び契約保証金は免除する。

3 競争参加資格

- (1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

イ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

ロ 予決令第71条の規定に該当する者で、以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまだ同じ。）

- (イ) 契約の履行に当たり故意に履行の内容を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (ロ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ハ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (ヘ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）で「物品の

製造（その他の物品）」又は「物品販売（その他の物品）」でB、C又はD等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること（ただし指名停止期間中にある者は除く。）。

- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況または信頼度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止を受けている期間中ではないこと。

4 入札参加申込手続き

(1) 申込方法

この入札に参加しようとする者は、次の書類（証明書等）を受領期限までに提出すること。

- イ 平成25・26・27年度競争参加資格（全省庁統一資格）決定通知書の写。
- ロ 5の(5)のイの(ロ)のcの誓約書並びに誓約書に示した※の書類（様式は任意。）。ハ 別紙（5）から（7）のうち該当する委任状
- ニ 定価証明書又は定価が表示されたカタログ

5 入札書及び関係書類の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所及び入札、契約の内容等に関する照会先
〒 905-1635 沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園事務部会計課会計班補給係
電話 0980-52-8331 内線8021

- (2) 仕様書の内容等に関する照会先
上記（1）に同じ

(3) 証明書等の受領期限

平成26年10月9日 12時00分まで

(4) 入札書の受領期限

イ 入札書の受領期限

平成26年10月9日 12時00分まで

(5) 入札書の提出方法

イ 紙による入札とする。

(i) 入札書の記載事項

- a 契約件名は、定められた件名を記載するものとする。
- b 入札者は、特に指示ある場合を除き、総価で入札しなければならない。
- c 入札書に記載する日付 は、入札書を提出する日又は郵送の日とする。
- d 入札書には、入札者等の住所及び氏名を記載し、押印（法人にあっては、所在地、法人名及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印。）しなければならない。ただし、外国人にあっては署名をもって押印に代えることができる。なお、代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。
- e その他必要な事項を記載するものとする。

(ii) 入札書の提出

- a 入札書は、入札書の受領期限までに原則、直接提出するものとし、やむを得ない場合は、支出負担行為担当官等あて郵送等することができる。
- b 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に法人名等（代理人を含む。）及び契約件名、開札年月日、「入札書在中」を朱書するものとする。

また、郵送等をする場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」、中封筒に法人名等（代理人を含む。）及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。

- この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(6) 入札の無効

- イ 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び次の各号に該当する入札は無効とする。
 - (イ) 委任状が提出されていない代理人のした入札
 - (ロ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札、
 - (ハ) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
 - (ニ) 金額を訂正した入札
 - (ホ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (ヘ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るため連合した者の入札
 - (ト) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - (チ) 入札時点において、厚生労働省から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札
 - (リ) 資格審査関係資料等が支出負担行為担当官が行う審査の結果、不適格とされた者のした入札
 - (ヌ) 5の(5)のイの(ロ)のcの誓約書を提出せず、また虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 開札の日時及び場所

平成26年10月10日10時00分
沖縄県名護市字済井出1192番地
国立療養所沖縄愛楽園管理棟2階会議室

(9) 開札

- イ 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ロ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ハ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ニ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほかは、開札場を退場することができない。
- ホ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。再度入札の時

間については、原則として開札手続きを行ったのち30分以内に行うこととする。紙入札業者は、入札会場で待機することとし、原則として退室は認めない。

なお、再度の入札に応ずる意思があり入札書を郵送する場合及び開札手続きに時間を要する場合など、開札日時を別途指定し負担行為担当官から、連絡を行う。

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

入札者等は、入札公告、入札説明等で定められた要件を証明した書類を指定した期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 落札者の決定方法 総価の最低価格落札方式とする。

イ 本入札説明書に従い書類・資料を提出したうえで、入札書を提出した入札者であって、この説明書に明記された競争参加資格を満たすことの出来ること及びその他の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ最低価格をもって有利な入札を行った者を落札者とする。

ロ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

ハ 契約は、見積もった契約希望価格（消費税を含む。）による総価契約とする

(4) 契約書の作成

イ 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成し取り交わすものとする。

ロ 契約書（案）を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときはまずその者が契約書に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送信を受けてこれに記名押印するものとする。

ハ 上記ロの場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

ニ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件 仕様書及び契約書による

(6) 競争参加資格の確認のための書類

イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ロ 契約担当官等は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはない。

ハ 一旦受理した書類は、返却しない。

ニ 一旦受理した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、契約書案等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。

(8) 契約条項

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

乙が、次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分

- の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙にして命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- (9) その他については、契約書及び仕様書による。

以上。

仕 様 書

1・契約件名 食器一式

2・納入場所 国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室

3・納入期限 契約締結の日から平成26年10月28日迄

4・一式の内訳

品番	品名	規 格	数量	材質
MB-609YUF (友花)	ご飯碗	蓋 111×35	300	メラニウエア
MB-608YUF (友花)		身 120×64 900ml	300	メラニウエア
MB-628F (ふる里)	角煮物碗	蓋 122×122×34	120	メラニウエア
MB-627F (ふる里)		身 135×135×47 430ml	120	メラニウエア
MB-339F (ふる里)	角小鉢	蓋 104×104×27	300	メラニウエア
MB-338F (ふる里)		身 110×110×40 220ml	300	メラニウエア
G-415BO (ボレロ)	丸煮物碗	蓋 127×28	120	メラニウエア
G-41480 (ボレロ)		身 135×48 450ml	120	メラニウエア
M-410FO	長角大皿	蓋 166×122×32	120	メラニウエア
M-409FO		身 166×122×38 420ml	120	メラニウエア
19215 35 (はなしらべ)	深型茶碗 (組)	110×70h (93h) 370ml	180	クリストバライト

5・温冷配膳車で使用するトレーからはみ出さない規格であること。

6・グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達に関する基本方針に定める判断の基準を満たすこと。

7・契約金額の支払いについては、検査職員の検査終了後、適法な代金支払請求書を受理した日から30日以内に支払われること。

(別紙1)の記入例(代表者自ら参加する場合)

入札書(第 回目)

品名 食器一式

入札金額 金 _____円也

入札説明書及仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

入札書の提出日を
記入する。

平成 年 月 日

(住所) 〇〇県△△市〇丁目〇番〇号

(氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は必要ありません。

(別紙1)

入札書(第 回目)

品名 食器一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙2)の記入例(支店長又は営業所長が参加する場合)

入札書(第 回目)

品 名 食器一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

入札書の提出日を
記入する。

平成 年 月 日

(住所)〇〇県△△市〇丁目〇番〇号

(氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 ※押印はいらない

代理人

〇〇〇〇株式会社△△支店

支店長 〇〇 〇〇

(営業所長)

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

印

支店長
(営業所
長)印を
押印す
る。

※ 委任状は、別紙5の様式を提出する。

(別紙2)

入札書(第 回目)

品名 食器一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙3) の記入例 (本店の社員が代表者に代わって参加する場合)

入札書 (第 回目)

品 名 食器一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

入札書の提出日を
記入する。

平成 年 月 日

(住所)〇〇県△△市〇丁目〇番〇号

(氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 ※ 押印はいらない

代理人

△ △ △ △

印

代理人の
私印を押
印する。

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6の様式を提出する。

(別紙3)

入札書(第 回目)

品 名 食器一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙4)の記入例 (支店又は営業所の社員が支店長若しくは営業所長に代わって参加する場合)

入札書(第 回目)

品 名 食器一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

入札書の提出日を
記入する。

平成 年 月 日

(住所)〇〇県△△市〇丁目〇番〇号

(氏名) 〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 ※ 社長の印はいらない。

〇〇〇〇株式会社△△支店(営業所)

支店長 〇〇 〇〇 ※支店長(営業所長)の
(営業所長) 印はいらない。

復代理人

△ △ △ △ 印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 委任状は、別紙6及び別紙7を提出する。

(別紙4)

入札書(第 回目)

品名 食器一式

入札金額 金 _____ 円也

入札説明書及び仕様書並びに契約書等をすべて熟知のうえ、上記のとおり入札します。

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

復代理人

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖繩愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

(別紙5)の記入例

委任状

平成 年 月 日

入札書の提出日。

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

本店社長の印を押印する。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所

氏名 ○○○○株式会社△△支店

支店長 △ △ △ △

（営業所長）

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関する事
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する事
3. 契約物品の納入及び取り下げに関する事
4. 契約代金の請求及び受領に関する事
5. 復代理人の選任に関する事
6. その他上記に付随する一切の事

委任期間は通常は年間（年度）委任であるが入札期間だけの場合もありうる

委任期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

支店長（営業所長）の印を押印する。

※ 入札書は、様式2を提出する。

(別紙5)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項

1. 入札及び契約の締結に関すること
2. 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること
3. 契約物品の納入及び取り下げに関すること
4. 契約代金の請求及び受領に関すること
5. 復代理人の選任に関すること
6. その他上記に付随する一切のこと

委任期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

受任者（代理人）使用印

受任者使用印

(別紙6) の記入例

委任状

入札書の提出日。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

代表取締役社長 ○○○○ 印

社長の印を押印する。

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人）

住所 □ □ □ □

氏名 ○○○○株式会社

△ △ △ △

入札書の提出日から入札（開札）日までを記入する。

委任事項 食器一式の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 年 月 日

受任者使用印

入札に参加する者の私印を押印する。

※ 入札書は、別紙3を使用する。

(別紙6)

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

委任者（競争参加者）

住所

氏名

印

私は、下記の者を代理人と定め、貴園との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所

氏名

委任事項 食器一式の入札に関する一切の権限の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者使用印

(別紙7)の記入例

委任状

復代理人(入札に参加する者の氏名)

私は××××を〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇(競争参加者)の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「〇〇〇〇」の入札に関する下記の権限を委任します。

食器一式

記

委任事項 食器一式の入札に関する一切の権限

入札書の提出日から入札(開札)日までを記入する。

委任期間 平成 年 月 日~平成 年 月 日

受任者(復代理人)使用印

受任者使用印

復代理人(入札に参加する者の私印)

入札書の提出日

平成 年 月 日

復代理人が所属する支店(営業所)の支店長(営業所長)印

(住所)

(氏名) 〇〇〇〇株式会社△△支店(営業所)

支店長△ △ △ △ 印
(営業所長)

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

※ 別紙5の委任状も提出する。

※ 入札書は、別紙4の様式を使用する。

(別紙7)

委 任 状

私は、
を (競争参加者)
の復代理人と定め、平成 年 月 日貴園において執行される「食器一式」の入札
に関する下記の権限を委任します。

記

委任事項 食器一式の入札に関する一切の権限

委任期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

受任者（復代理人）使用印

受任者使用印

平成 年 月 日

(住所)

(氏名)

印

支出負担行為担当官

国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 殿

誓約書

私

当社

は、下記1及び2のいずれにち該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約書が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、

異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

物品売買契約書（案）

物品の購入について、支出負担行為担当官国立療養所沖縄愛楽園 事務部長 竹内 正広（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の各条項により契約を締結する。

（物品の品名規格等）

第1条 乙が納品する物品は、次の物品とする。

品名	品質・規格・仕様	単位	金額	うち消費税額	備考
食器		一式	円	円	

2 上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じた額である。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの業務を履行するものとする。

（契約保証金）

第3条 この契約にかかる契約保証金は免除する。

（納入期限）

第4条 第1条に定める物品の納入期限は、契約締結の日から平成26年10月28日までとする。

（物品の納入場所）

第5条 物品の納入場所は国立療養所沖縄愛楽園栄養管理室とする。

（検査）

第6条 乙は、第1条に定める物品を納入した旨を、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。

2 乙は、検査に合格したときをもって、納品業務を完了するものとする。

3 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

（契約金額の支払）

第7条 乙は、検査終了後、第1条第1項に定める金額の記載された支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

（遅滞料）

第8条 甲は、乙が第4条の期限内に納品を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し年5.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

（遅延利息）

第9条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、第7条第2項の期間内に対価を支払わないときは、支払金額に対し年2.9パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただしその額が100円未満の場合は支払わない。

（損害賠償）

第10条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、この契約の履行に着手後、第23条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、適当と認められた金額を賠償するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第11条 乙が第25条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(危険負担)

第12条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなった場合は、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(費用負担)

第13条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第14条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式、により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第15条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第16条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(納期の無償延期)

第17条 乙は、天災地変その他乙の責に帰し得ない事由によって、履行期限内に業務を完了できないときは、甲に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 前項の場合において、甲は、その事由が正当であると認めるときは、第10条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。

(売掛債権担保融資保証に係る譲渡禁止特約の解除)

第18条 乙(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に定める中小業者)は、本契によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し民法(明治29年法律第89号)第467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い若しくは乙が

特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

① 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

② 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

③ 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及び場合には、もっぱら乙と丙との間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令〈昭和22年勅令第165号〉第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

4 乙は、前項のただし書きの規程による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

（甲の解除権）

第19条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙が納期までにこの契約を履行する見込みがないとき。

二 乙が第3条の規定に違反したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反したことにより、契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

五 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律〈昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項の規定に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第53条第1項の規定による審判手続きを開始されたとき。

（乙の解除権）

第20条 乙は甲が契約に違反したことにより、納入が不可能となったときは、この契約の全部若しくは一部を解除することができる。

（賠償金）

第20条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するかどうかを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又はこの契約が第4条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額（契約期間を定めない場合は契約代金額）の100分の10に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第22条第4号の刑が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は、第50条の第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条第5項の規定により、確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決（同法第66条第3項による原処分全部を取り消す審決及び第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）

四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取消しの訴えについて請求棄却又は訴え棄却の判決が確定したとき。

2 乙は契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。

3 甲は第19条第1項一、二、三の規定により契約を解除した場合において損害を生じたときは乙に対して損害賠償を請求することができる。

4 乙は第20条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

5 前4項によるほか、別に法令（製造物責任法等）の規定がある場合にはその法令の規定によるものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第21条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙または乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第23条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第23条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せした場合において、甲に損害が生じたときは、本契約を解除することができる。

（1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が委員次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下に同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等との契約を承認したとき、または正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第27条 甲は、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除することができる（不当介入に関する通報・報告）

第28条 乙は、自らまたは下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、または下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(瑕疵担保)

第29条 甲は、納入現品について納入後1年以内に隠れた瑕疵を発見したときは、直ちに乙に期限を指定して他の良品と引き換えさせ、若しくは修理させ、又は損害賠償金を支払わせることができる。

(紛争の解決方法)

第30条 この契約について甲・乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとする。

(補則)

第31条 この契約に定めのない事項については必要に応じて甲・乙協議して定める。

上記の契約締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県名護市字済井出1192番地
支出負担行為担当官
国立療養所沖縄愛楽園事務部長 竹内 正広 印

乙

様式1

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式2

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇〇 殿

名称

代表者氏名

印

履行体制図変更届出書

契約書第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

別紙 1

履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- 各事業参加者の事業名及び住所
- 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- 各事業参加者の行う業務の範囲
- 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			